

新規就農に係る農業施策について

事業名		補助対象者	補助要件	補助金の額	備考
大木町新規就農者等定住促進事業	就農予定者定住促進事業	大木町新規就農育成支援協議会（以下「協議会」という。）が本要綱施行日以降に研修を開始する研修生として認めた者で、次に掲げる要件をすべて満たす者。 (1) 就農予定時の年齢が満50歳未満の者 (2) 協議会が研修生として認めた日から、営農を開始する日までに転入手続きを行った者。 (3) 転入に当たり町内に所在する住居を新たに取得又は賃借した者（賃借の場合、三親等以内の親族が所有する住居は対象外とする。） (4) 転入日を基準として過去3年の間に町内に居住したことがない者	本事業の補助要件は次に掲げるすべてを満たすこと。 (1) 協議会が指定する所定の研修を終了し、終了した日から1年以内に町内において就農し、5年以上営農すること。（雇用就農の場合は、町内に所在する事業所に限る。） (2) 転入日から連続して5年以上町内に居住すること。 (3) 営農開始に合わせて、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。	50万円（転入日において同一世帯内に、申請書提出年度の4月2日時点で満15歳未満の子がいる場合は、子1人当たり10万円を加算して交付する。この場合、加算額を含む補助金の限度額は100万円とする。）	・申請は、1世帯当たり1人に限る。
	施設園芸農業労働環境改善支援事業	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定農業者」という。） ・法第14条の4第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）	施設園芸農業者の労働環境の改善を目的とした、栽培施設敷地内に設置する仮設トイレ、休憩室及び出荷調整室の整備に要する経費。ただし、リースによる整備は交付対象外とする。	補助対象経費の4分の1以内。ただし、仮設トイレの整備については5万円、休憩室及び出荷調整室の整備については10万円を限度とする。	
	遊休施設利用促進支援事業	認定農業者 認定新規就農者	就農又是営農規模の拡大を目的とした、町内の遊休施設の賃借又は購入（解体移設費用を含む。）に要する経費。ただし、遊休施設の賃借に対する補助金の交付期間は最長3年間とする。	福岡大城農業協同組合（以下「JA」という。）が査定した遊休施設の年間賃料又は購入費用の2分の1以内。ただし、賃借又は購入する遊休施設の面積10アールあたり10万円を限度とする。	
大木町農業振興総合支援事業補助金	新規就農者機械共同利用支援事業	レンタル事業用機械導入支援事業 • JA • 農業経営者育成教育機関	新規就農者に対する農業機械のレンタル事業の用に供する農業機械の購入に要する経費。	補助対象経費の2分の1以内。ただし、50万円を限度とする。	
	共同購入支援事業	認定新規就農者を含む、2名以上のグループ等	共同利用を行う農業機械の購入に要する経費。ただし、事前にグループ等内での共同購入に関する負担割合、購入後の管理及び利用に関する合意が形成されている場合に限る。		
	水田農業機械導入支援事業	認定農業者、認定新規就農者、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針（平成23年12月24日農林水産省）に規定する地域農業マスタープラン（以下「人・農地プラン」という。）において地域の中心となる経営体に位置付けられている者又は位置付けられる見込みの者で、耕作面積が概ね5ha以上の者	米・麦・大豆、その他水田農業作物の品質の向上や低成本生産を図るために導入する、トラクター、乗用田植機、栽培管理ピーグル、その他の農業機械の付属機械器具で、耕起、整地、代播き、排水、播種、移植、防除、中耕・培土、施肥その他水田管理に必要な機械の導入に要する経費。ただし、事業費が概ね100万円以下のものに限る。		